

広島県告示第 1240 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 27 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	愛知県清須市西堀江 2288 番地 アイカ工業株式会社 代表取締役社長 渡辺 修
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市本郷町下北方 41 番地の 4 アイカ工業株式会社 広島工場

2 申請の内容

33 イ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設 2 基の使用の方法等を変更し、1 基を新設する。
排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		33 イ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設 1基 (3号反応釜)		
能 力 (1 日 当 り)		接着剤生産量 26,000kg		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 20 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後 1 日		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		13時間連続 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	7.2	6.8~7.4
		生物化学的酸素要求量	100	150
		化学的酸素要求量	100	150
		浮遊物質質量	50	50
		窒素含有量	10	15
		燐含有量	0.5	1
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.34	0.41
汚 水 等 の 排 出 先		排水処理装置		

(その2)

	変更前	変更後
種 類	33 イ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設 1基 (3号反応釜)	33 イ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設 1基 (化粧板樹脂1号反応釜)
能 力 (1 日 当 り)	接着剤生産量 14,000kg	接着剤生産量 22,000kg

工期等	工事着手予定年月日		既設		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日				着手後 20 日			
	使用開始予定年月日				完成後 1 日			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		13時間連続 (なし)		13時間連続 (なし)			
	項目		通常	最大	通常	最大		
	排出される汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7.2	6.8~7.4	—	—	
		汚水	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	100	150	—	—
			化学的酸素要求量		100	150	—	—
			浮遊物質		50	50	—	—
			窒素含有量		10	15	—	—
	汚水	燐含有量	0.5	1	—	—		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.34	0.41	0	0			
汚水等の排出先		排水処理装置		排出なし				

(その3)

		変更前	変更後		
種類		33 イ 合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設 1 基 (1号反応釜)			
能力 (1日当り)		接着剤生産量 10,000kg	接着剤生産量 20,000kg		
工期等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日			許可後直ちに	
	使用開始予定年月日			着手後 20 日	
		完成後 1 日			

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時間連続 (なし)	13時間連続 (なし)
-------	----------------------------------	------------	-------------

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排水水の汚染状態

排水口名	項目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
No. 1 排水口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	7.2	6.8~7.5	7.2	5.8~8.6

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年12月27日から平成20年1月16日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに三原市生活環境部環境政策課